

## 「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム」の設置について

### 1 趣旨

昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により、ムダの削減や不要不急な事務事業の大胆な見直しを行っているところであるが、こうした中で、厚生労働省等が保有する財産のうち、売却可能なものについては極力売却することにより、財政収入の確保を行うことは、国民の理解を得るためにも重要である。

これを踏まえ、未利用国有地等の売却など遊休資産の有効活用を図るために、「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム」（以下「遊休資産売却 PT」という。）を設置する。

### 2 主な検討事項

- (1) 未利用国有地等の管理状況の実態
- (2) 未利用国有地等の売却
- (3) その他

### 3 構成

- (1) 遊休資産売却 PT は、大臣官房総括審議官を主査とし、大臣官房参事官（会計担当）を副主査とする。
- (2) 遊休資産売却 PT は、別紙のメンバーを構成員とする。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、関係部局等の職員の参加を求めることができる。
- (4) 遊休資産売却 PT の庶務は、大臣官房会計課において処理する。

主査 大臣官房総括審議官  
副主査 大臣官房会計課参事官（会計担当）  
メンバー 大臣官房総務課参事官（総務担当）  
大臣官房地方課長  
大臣官房会計課経理室長  
大臣官房会計課福利厚生室長  
大臣官房会計課経理室長補佐  
大臣官房会計課経理室管財班長  
主査が必要と認め参加を求める者